

米国の地域コミュニティ金融 円滑化策とそれが機能するための諸条件

金融庁金融研究研修センター 松田 岳

「地域金融の円滑化を如何にして図るか」は、昨今我が国でも金融監督政策上重要な政策課題と認識されている。我が国において「金融の円滑化」は金融監督行政の任務であるとされていることもあって、これまで我が国の研究者が米国の金融制度を研究する際、米国の金融監督行政とりわけ金融監督に関連する法制や規制に研究の焦点が当てられてきたように見受けられる。

それら先行研究が「地域向け金融の円滑化策」に関連して得られるインプリケーションとしてしばしば引き出してきたのがコミュニティ再投資法（Community Reinvestment Act: CRA）とそれに関連する監督当局のレギュレーションであった。同法と関連規制は、1980年代に発生した貯蓄金融機関を中心とする金融機関の大量破綻に対応する形で、80年代末から90年代にかけて種々の立法措置やレギュレーションの改正によって運用の強化が図られてきた。こうした経緯を参考にし、我が国でもCRAに類する法律を制定することで、地域向け金融の円滑化を図ろうとする動きが展開されている。

CRAについては我が国においてもすぐれた先行研究が数多く存在する。CRAとその関連規制の内容や制定・強化に至る背景、CRAに対する賛否両論とその論理、コスト問題を中心としたCRAが抱える問題点の析出、さらには近年における規制の変化などについて詳細な分析が加えられてきた。

とはいえ、米国における地域コミュニティ金融を円滑化するための政策は、CRAのような金融監督政策に限られたものではなく、他の経済政策の影響から独立しているわけでもない。とりわけ税財政政策と金融監督政策は相互に関連し、影響を与え合っている。また、地域コミュニティの資金循環は、それら政策の複合的な影響を受けて変容を遂げていく。したがって、金融監督政策に加え、税財政政策をも含めた形で、包括的に「円滑化策」を論じることが、有効なインプリケーションを得る上で肝要ではないかと考えられる。

本報告では以上のような問題意識に立って、米国における地域コミュニティ金融の「円滑化策」を金融監督政策に限定せず、コミュニティの金融ニーズが満たされるべく行政府が行った施策を広く「円滑化策」と捉え、整理したい。その際、「円滑化策」の内容そのものよりもむしろ、当該政策がそれぞれの時期に必要とされた時代背景や社会的ニーズ、さらにはそれら政策が定着した社会的・経済的条件が歴史的に準備される様に重点を置いて考察する。予め本考察を通じて明らかになった政策的インプリケーションをまとめると以下の通りである。第一に、我が国においても税財政などによるインセンティブ措置が必要ではあるが、それが効果的に機能するためには円滑化で「核」となる主体の育成もあわせて必要である。第二に、金融監督政策においては多角的な視点から金融機関をチェックする必要がある。